

## 法令試験

(制限時間 40 分)

|    |  |    |   |
|----|--|----|---|
| 氏名 |  | 採点 | 点 |
|----|--|----|---|

次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を（ ）に記入して下さい。

1. ( ) 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。
2. ( ) 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。
3. ( ) 道路運送法の規定により、乗車定員 11 人の自動車で一般乗用旅客自動車運送事業を経営することはできません。
4. ( ) 主たる事務所及び営業所の名称及び位置は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業者の事業計画に含まれています。
5. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、事業者の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
6. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更しようとする場合は、あらかじめ届け出なければなりません。
7. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはなりません。
8. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項が明確に定められていなければなりません。
9. ( ) 自動車の乗車定員を超える旅客の運送を申し込まれたときは、道路運送法の規定により、運送の引受けを拒絶することができます。

10. ( ) 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき三ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
11. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力を5㎡大きくしようとする場合、事業計画変更の手続きが必要です。
12. ( ) 事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受ける必要はありません。
13. ( ) 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されています。
14. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に当該事業のために利用させることも貸し渡すこともできません。
15. ( ) 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されています。
16. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは、許可を取り消されることがあります。
17. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合は、当該事業の許可をした行政庁に届け出なければなりません。
18. ( ) 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければなりません。
19. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
20. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受した場合、旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
21. ( ) 行き先を告げることができない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しては、運送の引受けを拒絶することもできます。

22. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者は、付添人を伴わない重病者からの運送の引受けを拒絶することができます。
23. ( ) 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客が負傷したときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
24. ( ) 業務記録には、事業用自動車の運行の業務に従事した距離も記録しなければなりません。
25. ( ) タクシー車両に備え付ける地図は、旅客自動車運送事業運輸規則において、少なくとも営業区域内の一定の事項が明示された地図で、地方運輸局長の指定する規格に適合するものと定められています。
26. ( ) タクシー運転者は、タクシーの故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければなりません。
27. ( ) 旅客自動車運送事業等報告規則の規定では、輸送実績報告書の事故件数については、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を提出すれば記載する必要はありません。
28. ( ) 一般乗用旅客自動車運送事業者の「輸送実績報告書」は、前年4月1日から本年3月31日までの1年間の走行キロ、運送回数等を報告するものです。
29. ( ) 自動車事故報告規則の規定では、事業者が死亡者又は重傷者を生じる事故をひき起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出しなければならないこととなっています。
30. ( ) 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。